

《第7期介護保険事業（支援）計画 基本指針の項目（素案）より》

市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1. 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2. 要介護者等地域の実態の把握
3. 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
4. 2025年度（平成37年度）の推計及び第七期の目標
5. 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6. 日常生活圏域の設定
7. 他の計画との関係
8. その他

2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1. 日常生活圏域
2. 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
3. 各年度における地域支援事業の量の見込み
4. 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1. 地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項
 - (1) 在宅医療・介護連携の推進
 - (2) 認知症施策の推進
 - (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
2. 各年度における介護給付等サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3. 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4. 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
5. 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
6. 市町村独自事業に関する事項
7. 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
8. 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項